

岐阜県公報

第二千六百六十二号
平成二十七年七月七日

(火曜日)

目次

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則 (人事課) 四七四^ベ
 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (同) 四七四
 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則 (医療整備課) 四七六

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 四七六

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 四七六
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (同) 四七七

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) 四七七
 指定訪問看護事業者等の指定 (同) 四七七
 指定医療機関の名称の変更の届出 (同) 四七八
 指定医療機関の廃止の届出 (同) 四七八
 指定訪問看護事業者等の廃止の届出 (同) 四七八
 指定医療機関の指定辞退 (同) 四七九
 介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定 (同) 四七九
 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 四八一
 指定介護機関の廃止の届出 (同) 四八三

訓令

医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定 (同) 四八四

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 四八四

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 四八五

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表都市建築部（企業会計職員を除く。）の項中「二五二人」を「二五三人」に改め、

同表中

計

三、七六四人

を

計

三、七六五人

に改め、同表合計の項中「三、八五八人」を「三、八五九人」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年七月九日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第三十三款 岐阜県リニア推進事務所（第百四十四条 第百四十六条）
- 第三十四款 岐阜県岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所（第百四十七条 第百四
- 第三十五款 岐阜県流域浄水事務所（第百五十条 第百五十二条）
- 第三十六款 岐阜県東部広域水道事務所（第百五十三条 第百五十五条）
- 「第三十三款 岐阜県岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所（第百四十四条 第
- 第十九条）
- を
- 第三十四款 岐阜県流域浄水事務所（第百四十七条 第百四十九条）
- 第三十五款 岐阜県東部広域水道事務所（第百五十条 第百五十二条）
- 第三十六款 岐阜県リニア推進事務所（第百五十三条 第百五十五条）
- 百四十六条
- に改める。

第十三条第一項の表公共交通課の項及び都市公園課の項を削り、同表に次のように加える。

都市公園課	管理調整係、活用推進係、管理運営係
公共交通課	管理調整係、広域交通係、地域交通係

第十三条第二項の表公共交通課の項及び都市公園課の項を削り、同表に次のように加える。

都市公園課	一 都市公園に関する事（岐阜メモリアルセンターを除く。）。
公共交通課	一 総合交通体系の企画及び調査に関する事。 二 鉄道及びバス対策に関する事。 三 リニア中央新幹線に関する事。 四 中部国際空港に関する事。 五 自動車運転代行業に関する事（公安委員会の所管に属するものを除く。）。

第十三条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 都市建築部内に都市公園整備局を置く。

4 都市公園整備局は、都市公園課及び公共交通課を所管する。
 第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三の次に次の一条を加える。
 第十八条の四 都市公園整備局に都市公園整備局長を置く。

2 都市公園整備局長は、上司の命を受け、都市公園整備局の分掌事務を掌理し、都市公園及び公共交通の整備及び活用その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総合的に処理する。

第二十六条第一項の表文化振興課の部新文化施設企画課の項の前に次のように加える。

芸術文化企画課	一人	上司の命を受け、岐阜県美術展の改革その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	-------------------------------------

第二十六条第一項の表都市公園課の部を削り、水道企業課の部の次に次のように加える。

都市公園課	施設管理調整課	一人	上司の命を受け、都市公園の指定管理者に関する事務の総合調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
	都市公園企画課	一人	上司の命を受け、都市公園の管理運営に関する企画、調整その他特に命ぜられた事務（施設管理調整課の所掌事務を除く。）を処理する。

第二十六条第二項中「施設管理調整課、徳山ダム対策課及び県営水道経営企画課」を「徳山ダム対策課、県営水道経営企画課及び施設管理調整課」に改める。

第四章第三節第三十三款を削る。

第四章第三節第三十四款中第四百七条を第四百四十四条とし、第四百四十八条を第四百十五号とし、第四百四十九条を第四百四十六条とし、同条を同節第三十三款とする。

第四章第三節第三十五款中第五百十条を第四百四十七条とし、第五百一十一条を第四百四十八条とし、第五百二十二条を第四百四十九条とし、同条を同節第三十四款とする。

第四章第三節第三十六款中第五百十三条を第五百十号とし、第五百四十四条を第五百五十一号とし、第五百五十五条を第五百五十二号とし、同条を同節第三十五款とし、同条の次に次の一款を加える。

第三十六款 岐阜県リニア推進事務所

(設置)

第五百十三条 リニア中央新幹線を活用したまちづくりに関する事務を行うため、恵那市に岐阜県リニア推進事務所を設置する。

第百五十四条 リニア推進事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

総務課	管理調整係、用地係	係
リニア推進課	事業調整係	

(課の事務分掌)

第百五十五条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県事務所との事務の連絡調整に関すること。 3 県有財産及び物品の管理に関すること。 4 工事その他の契約に関すること。 5 リニア中央新幹線の用地取得等の受託事務に関すること。
二 リニア推進課	1 リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関する地元との調整及び連携に関すること。 2 工事に関する諸手続の調整に関すること。 3 リニア中央新幹線に関する広報及び啓発に関すること。

附 則

1 この規則は、平成二十七年七月九日から施行する。

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる課の職に補せられている者又は当該課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下欄に掲げる課の職に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

都市建築部公共交通課	都市建築部都市公園整備局公共交通課
都市建築部都市公園課	都市建築部都市公園整備局都市公園課

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十八号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中	四十人	四十人
	七十人	四十人
	二十人	二十人
	二十人	二十人
	三十人	三十人

を

	四十人	四十人
	二十人	二十人
	二十人	二十人
	三十人	三十人

に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月七日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「自然環境対策監」を「自然環境対策監に
「芸術文化企画監」
改め、「施設管理調整監」及び「都市公園企画監」を削り、「県営水道経営企画監」を
「県営水道経営企画監」
施設管理調整監 に改める。
都市公園企画監 「

この規則は、平成二十七年七月九日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年七月七日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「自然環境対策監」の下に「芸術文化企画監」を加え、「施設管理調整監、都市公園企画監」を削り、「県営水道経営企画監」の下に「施設管理調整監、都市公園企画監」を加える。

この規則は、平成二十七年七月九日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「自然環境対策監」の下に「芸術文化企画監」を加え、「施設管理調整監、都市公園企画監」を削り、「県営水道経営企画監」の下に「施設管理調整監、都市公園企画監」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年七月九日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人晴真会 宮川クリニックス	瑞浪市宮前町二三八	平成二七・四・一
古 川 医 院	不破郡垂井町楠田一八三六 一三	同
あ い 歯 科	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋四六七九	同
サンセイ調剤薬局 清水店	揖斐郡揖斐川町清水一六七〇	平成二七・四・六
さくら歯科クリニック	飛騨市神岡町殿二〇三番地七	平成二七・五・一
おくむらメモリークリニック	羽島郡岐南町下印食三丁目一四番地の一	平成二七・六・一
大垣在宅クリニック	大垣市林町四丁目六四 一清水マシヨン五〇三	同
北方在宅クリニック	本巣郡北方町柱本白坪二丁目三番地	同
平 田 調 剤 薬 局	海津市平田町幡長五六六番地	同

岐阜県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指定期日

株式会社ウイズ 大垣市竹島町七七 訪問看護ステーション ウイズ 大垣市竹島町七七 平成二七年六月一日

岐阜県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
新 齋藤リウマチ科内科整形外科	本巢郡北方町栄町一 二七	平成一七・八・二五
旧 斉藤整形外科		
新 県北西部地域医療センター国保和良歯科診療所	郡上市和良町沢八六五番地一	平成二七・四・一
旧 郡上市地域医療センター国保和良歯科診療所		
新 岐阜県看護協会立訪問看護ステーション各務原	各務原市三井北町三丁目一七七番地	同
旧 各務原訪問看護ステーション		

名称	所在地	廃止年月日
新 岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山	高山市森下町一丁目二七〇番地五	同
旧 高山訪問看護ステーション		
新 岐阜県看護協会立訪問看護ステーション下呂	下呂市森七九一番地二七	同
旧 下呂訪問看護ステーション		

岐阜県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
あ い 歯科	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋四六七九	平成二七・二・二八
古 川 医 院	不破郡垂井町楠田一八三六 一三	平成二七・三・三一
宮川クリニック	瑞浪市宮前町二丁目三八番地	同
清水調剤薬局	揖斐郡揖斐川町清水一六七二 一	平成二七・四・六

岐阜県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	多治見市太平町二丁目三九	多治見市訪問看護ステーション	多治見市太平町二丁目三九	平成一九・三・三
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市西部中島二丁目九番地	高山赤十字訪問看護ステーション	高山市天満町三丁目一	平成二六・三・三
有限会社瑠泉会太陽	多治見市幸町四丁目四一	瑠泉会太陽訪問看護事務所	多治見市幸町四丁目四一	平成二七・二・六
有限会社瑠泉会太陽	多治見市幸町四丁目四一	瑠泉会太陽訪問看護ステーション	多治見市幸町四丁目四一	同
公益社団法人岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三	高山第二訪問看護ステーション	高山市昭和町三丁目三番地六二	平成二七・三・三
公益社団法人岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三	古川訪問看護ステーション	飛騨市古川町若宮二丁目一	同
公益社団法人岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三	上宝訪問看護ステーション	高山市上宝町本郷五五〇番地	同
公益社団法人岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三	上宝訪問看護ステーション	高山市上宝保健センター	同

岐阜県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指定 辞 退 年 月 日
えんどうインプラント矯正歯科クリニック	関市西本郷通二二一七	平成二七・七・一

岐阜県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

揖斐川町	揖斐郡揖斐川町三輪一三三三	介護予防 通所リハ ビリテー ション	法人保健施設山びこの郷	揖斐郡揖斐川町東津汲 八七七一	同
揖斐川町	揖斐郡揖斐川町三輪一三三三	介護予防 短期入所 療養介護	法人保健施設山びこの郷	揖斐郡揖斐川町東津汲 八七七一	同
株式会社ウイズ	大垣市竹島町七七番地	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーションウイズ	大垣市竹島町七七番地	平成二七・六・一
医療法人社団 ライフプロモート	本巣市仏生寺二四五	通所リハ ビリテー ション	ライフリハビリケアセン ター	本巣市仏生寺一三一	同
医療法人社団 ライフプロモート	本巣市仏生寺二四五	介護予防 通所リハ ビリテー ション	ライフリハビリケアセン ター	本巣市仏生寺一三一	同
株式会社ニッケ・ケアサービス	愛知県一宮市今伊勢町本神戸字前畑一	居宅介護 支援事業	ケアプラン・ニッケうぬま	各務原市鷺沼各務原町八丁目七	同

岐阜県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新 株式会社ウイズ	大垣市竹島町七七番地	訪問看護	新 訪問看護ステーションウイズ	大垣市竹島町七七番地	平成三三・七・四
旧 ウイズライフプランニング株式会社	大垣市竹島町七七番地	訪問看護	旧 訪問リハビリステーションウイズ	大垣市竹島町七七番地	平成三三・七・四

フジ・エステート有限公司	新 大垣市荒尾玉池二 四〇	居宅介護 支援事業	み 居宅介護支援事業所 いず	新 大垣市中曾根町四 九四番地	平成二五・四・一
旧 大垣市荒尾町一〇 八一番地の二			旧 大垣市荒川町三六	七	平成二七・四・一
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	新 岐卓看護協会立訪問 看護ステーション各務 原	各務原市三井北町三丁 目一七七番地	
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	旧 各務原訪問看護ステ ーション		
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	新 岐卓看護協会立訪問 看護ステーション下呂	下呂市森七九一番地二 七	同
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	旧 下呂訪問看護ステ ーション	下呂市森七九一番地二 七	同
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	新 岐卓看護協会立訪問 看護ステーション高山	高山市森下町二丁目二 七〇番地五	同
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	旧 高山訪問看護ステ ーション	高山市森下町二丁目二 七〇番地五	同
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	新 岐卓看護協会立訪問 看護ステーション高山	高山市森下町二丁目二 七〇番地五	同
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐中市数田南五丁目一 四番五三号岐阜県民 ふれあい会館一棟五階	訪問看護	旧 高山訪問看護ステ ーション	高山市森下町二丁目二 七〇番地五	同
有限会社ケアサーピス	美濃加茂市本郷町六 七三〇	訪問看護	ケアーズ訪問看護リハピ レーションのみのかも	新 美濃加茂市川合町 二丁目七二一 旧 美濃加茂市太田町 二四八一 竹ビルディング 三四階	同

有限会社ケアサービス

美濃加茂市本郷町六
七三〇

介護予防
訪問看護

ケアーズ訪問看護リハビリ
ステーションのみのかも

新 美濃加茂市川合町
二丁目七二一
旧 美濃加茂市太田町
二四八一
竹ビルディング
三四階

同

岐阜県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃 止 年 月 日

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一
四番五三号岐阜県民
ふれあい会館一棟五階

訪問看護

高山第二訪問看護ステーション

高山市昭和町三丁目三
番地六二ユ一匠ハイツ
一階

平成二七・三・三一

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一
四番五三号岐阜県民
ふれあい会館一棟五階

介護予防
訪問看護

高山第一訪問看護ステーション

高山市昭和町三丁目三
番地六二ユ一匠ハイツ
一階

同

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一
四番五三号岐阜県民
ふれあい会館一棟五階

訪問看護

古川訪問看護ステーション

飛騨市古川町若宮二丁
目一番地六六

同

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一
四番五三号岐阜県民
ふれあい会館一棟五階

介護予防
訪問看護

古川訪問看護ステーション

飛騨市古川町若宮二丁
目一番地六六

同

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一
四番五三号岐阜県民
ふれあい会館一棟五階

訪問看護

上宝訪問看護ステーション

高山市上宝町本郷五五
〇番地高山市上宝保健
センター

同

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市数田南五丁目一
四番五三号岐阜県民
ふれあい会館一棟五階

介護予防
訪問看護

上宝訪問看護ステーション

高山市上宝町本郷五五
〇番地高山市上宝保健
センター

同

岐阜県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 和 田 恵 理 子 治 療 院 ひ ま わ り 大 垣 市 高 屋 町 四 二

和 田 恵 理 子 治 療 院 ひ ま わ り 大 垣 市 高 屋 町 四 二 平成 二 七 年 七 月 七 日 指 定 日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号の二中「及び組織規則」を「組織規則」に改め、「観光国際局長」の下に「及び組織規則第十八条の四第一項に規定する都市公園整備局長」を加える。別表第三公共交通課の表及び都市公園課の表を削る。別表第三水道企業課の表の次に次のように加える。
都市公園課

<p>事務の種類 一 都市公園法（以下この項中「法」という。）及び岐阜県都市公園条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 法第三十一条の都市公園の行政又は技術に関する報告等</p>	<p>課長専決事項 1 知事決裁事項である法第三十三条第一項の規定による公園予定区域の決定及び部長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務</p>
<p>二 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>			<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>三 都市計画法（以下この項中「法」という。）の施行事務（都市公園に係るものに限る。）</p>		<p>1 法第五十九条第一項及び第四項の都市計画事業の認可並びに同条第二項の大臣への認可の申請 2 法第六十三条第一項の事業計</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

公共交通課

事務の種類 一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号以下この項中「法」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 法の施行に関する事務
--	---------	--------	------------------------

3 画の変更の認可
法第八十一条
第二項の規定に
よる必要な措置
の代執行

附 則

この訓令は、平成二十七年七月九日から施行する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年六月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ファミリースーパーマルキ

三 建物の名称及び所在地

タチャ関稲口店

岐阜県関市稲口字壱町田六二三番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）パロー関稲口店

（変更後）タチャ関稲口店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美

（変更後）株式会社タチャ 代表取締役 森 克幸

平成二十七年七月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社